

掛川市教育委員会訓令甲第1号

掛川市教育委員会事務決裁規程（平成17年掛川市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月25日

掛川市教育委員会教育長 佐藤 嘉晃

別表第1の1の表16の項中「市長政策室長」を「広報・シティプロモーション課長」に改める。

別表第1の4の表中、

「

3 教育財産の損傷報告		その他のもの	軽微なもの	管財課長に合議
4 所管に係る建物又は工作物の移築及び取壊し		重要なもの	一般的又は軽易なもの	管財課長に合議
5 教育財産の目的外使用の許可	重要なもの	重要でないもの	定例的又は軽易なもの	管財課長に合議

」

を

「

3 教育財産の損傷報告		その他のもの	軽微なもの	資産経営課長に合議
4 所管に係る建物又は工作物の移築及び取壊し		重要なもの	一般的又は軽易なもの	資産経営課長に合議
5 教育財産の目的外使用の許可	重要なもの	重要でないもの	定例的又は軽易なもの	資産経営課長に合議

」

に改める。

別表第1の5(1)の表3の項中「管財課長」を「行政課長」に改める。

附 則

この訓令甲は、令和4年4月1日から施行する。